

議案第14号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり、三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年3月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和39年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前														
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の表のとおり特別会計を設置する。</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>三朝町下水道事業特別会計</td><td>下水道事業</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		三朝町下水道事業特別会計	下水道事業	略		<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の表のとおり特別会計を設置する。</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>三朝町下水道事業特別会計</td><td>下水道事業</td></tr><tr><td>三朝町分譲宅地造成事業特別会計</td><td>住宅用地造成事業</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		三朝町下水道事業特別会計	下水道事業	三朝町分譲宅地造成事業特別会計	住宅用地造成事業	略	
略															
三朝町下水道事業特別会計	下水道事業														
略															
略															
三朝町下水道事業特別会計	下水道事業														
三朝町分譲宅地造成事業特別会計	住宅用地造成事業														
略															
<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の規定によって設置した特別会</p>	<p>(歳入及び歳出)</p> <p>第2条 前条の規定によって設置した特別会</p>														

計においては、次の表の左欄に掲げる特別会計ごとに、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。

略		
三朝町下水道事業特別会計	下水道使用料、下水道事業収入、国県支出金、一般会計繰入金、負担金、町債その他の諸収入金	下水道管理費並びに下水道事業費、借入金償還金及び利子その他諸支出金
略		

計においては、次の表の左欄に掲げる特別会計ごとに、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。

略		
三朝町下水道事業特別会計	下水道使用料、下水道事業収入、国県支出金、一般会計繰入金、負担金、町債その他の諸収入金	下水道管理費並びに下水道事業費、借入金償還金及び利子その他諸支出金
三朝町分譲宅地造成事業特別会計	土地売払収入、一般会計繰入金、その他の諸収入金	住宅用地取得造成事業費一時借入金の利子その他諸支出金
略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の三朝町特別会計設置条例の規定による三朝町分譲宅地造成事業特別会計の平成28年度の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。